

寄居町有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自主財源の確保を図るため、町が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報よりい
- (2) 寄居町公式ホームページ
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

(掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) その他掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの

(掲載順序)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類する者の広告
- (2) 法人その他の団体（前号を除く。）及び事業を営む個人で、町内に本社、支店、営業所、店舗を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しない者の広告

(規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告掲載料その他掲載に必要な事項は、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 町長は、広報よりい及び寄居町公式ホームページにより広告の掲載希望者を公募するものとする。

2 前項にかかわらず、町長は、必要に応じて個別に広告掲載の案内をすることができる。

(掲載の申込み)

第7条 広告の掲載希望者は、寄居町有料広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告原稿を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、提出された広告原稿は返却しない。

2 町長は、申込書の提出をした者（以下「申込者」という。）に対して、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(掲載の決定)

第8条 町長は、申込書の提出があったときは、次条に規定する寄居町広告選定委員

会（以下「委員会」という。）による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町税の滞納が確認されたときは、掲載を承認しない。ただし、申込者が滞納分を完納したときは、この限りでない。
- 3 第1項に規定する広告掲載の可否の決定を行うに当たり、同一広告募集枠に、第4条に規定する掲載の順位を同じくする複数の掲載の申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。
- 4 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に寄居町有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（委員会）

第9条 広告掲載の可否を決定するにあたり、必要な審査を行うため、委員会を置く。

- 2 委員会は、広報担当課長及び担当者、寄居駅跨線歩道橋管理担当課長及び担当者、水道事業担当課長及び担当者並びに税務担当課長及び担当者で組織する。
- 3 委員長は、広報担当課長とし、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した職務代理が委員長を代理する。
- 5 委員会の庶務は、広報担当課において処理する。

（掲載料の納付）

第10条 前条の規定により広告の掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）

は、広告の掲載料を町長の指定する期日までに納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

（掲載の取消し）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が不相当と判明したとき。
 - (3) 広告媒体の編集又は発行上支障があるとき。
- 2 町長は、前項の規定により広告掲載を取り消したとき、広告主に損害が発生しても、その損害を賠償しない。

（掲載料の還付）

第13条 広告掲載料は還付しない。ただし、町の都合により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付することができる。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

寄居町有料広告掲載申込書

年 月 日

寄居町長あて

名称 _____

代表者職・氏名 _____ (印)

申込者 住所（所在地） _____

担当者職・氏名 _____

電話番号 _____

F A X _____

e-mail _____

広 告 媒 体	<input type="checkbox"/> 広報よりい <input type="checkbox"/> 寄居町公式ホームページ				
掲 載 を 希 望 す る 規 格 等	枠 数	枠			
	掲 載 期 間	広報よりい	号 ～ 号		
		寄居町公式 ホームページ	ヵ月	年 月 日から 年 月 日まで	
	その他				
提 出 原 稿	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
広 告 の 内 容					
同 意 事 項	申込みにあたり、申込者に係る町税納付状況調査に同意します。				

- ・該当するものに (チェック) をしてください。
- ・寄居町企画財政課へ、関係資料（広告の原稿（電子データ等）、又は図面等で、掲載しようとする内容が具体的に把握できるもの）を添付して申し込んでください。
- ・名称及び住所（所在地）等は、町内に支店等がある場合は、そちらを記入してください。

様式第2号（第8条関係）

寄居町有料広告掲載決定通知書

第 年 月 日 号

様

寄居町長

印

年 月 日付けで申し込みのあった広告の掲載について、下記のとおり掲載決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載する。 <input type="checkbox"/> 掲載しない。		
掲載不可の場合の理由			
広 告 媒 体	<input type="checkbox"/> 広報よりい <input type="checkbox"/> 寄居町公式ホームページ		
掲載位置及び規格等			
掲 載 期 間	広報よりい	号 ~ 号	
	寄居町公式 ホームページ	カ月	年 月 日から 年 月 日まで
掲 載 料	円		

※ 所定の納付書により、掲載料金を14日以内に納付してください。